

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた
『三重県指針』
～命と健康を守るために～

令和2年5月15日

三重県

はじめに

5月5日(火)、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』ver.2」を公表させていただき、措置内容を見直しのうえ延長させていただいたところですが、5月14日の政府専門家会議の意見をふまえ、政府本部員会議により、本県を含む、これまで緊急事態宣言の対象区域に指定されていた都道府県のうちの39県が、区域指定を解除されました。これに伴いまして、県としましても、31日を待たず、緊急事態措置を解除することとなりました。

県内の現状といたしましては、新規感染者発生件数は4月25日から5月14日までの20日間連続で0件となっていますが、全国の状況を見ますと、5月10日から13日までの間、新規感染者発生件数は100件を下回っており、減少傾向にはあるものの、依然として新規感染者は都市部を中心に継続して確認されています。

このような県内外の状況に鑑みますと、県内においては、地域内での感染拡大、いわゆる市中感染の状況には至っておらず、感染が多数確認されている地域との人の往来について、重点的に警戒する段階にあると言えます。

三重県が現在、このような、感染拡大が一定程度以下に抑え込まれていると言ってよい状態にまで収まっていることは、これまでの三重県緊急事態措置をご理解いただき、外出自粛や休業要請のお願いに、苦しい思いをされながらもご協力を賜りました、県民の皆様や事業者の皆様、ご来訪を控えていただいた県外の皆様、また、県内の医療機能や社会基盤をお支え頂いている、医療関係者の皆様、市町や関係団体の皆様のご尽力によるものであり、心から感謝を申し上げます。

今後、一点の「緩み」から、感染が拡大するおそれも十分にあります。クラスターが多数確認されている施設への出入りや、現在も新規感染者が継続して発生している地域との人の往来によって、県内に、ひいては全国に感染を拡大させるという事態だけは、何としても避けなければなりません。

例えばマラソンで、ようやく折り返し地点までたどり着いたところを想像してください。

ここから「30kmの壁」に差し掛かります。一方、ゴールテープはまだまだ先。三重県が誇る金メダリスト野口みずきさんが、アテネ五輪で30kmを過ぎて独走態勢になり、ゴール直前まで猛追してきたヌデレバ選手を振り切ることができたのは、先頭に立っても油断することなく、華奢な体を目いっぱい使い、ゴールに向かってひたむきに走り続けたからにほかなりません。

県内における感染状況や医療提供体制の確保状況を見据えながら、社会経済活動を維持していくためには、基本的な感染防止対策を徹底し、人と人の距離を保ち、接触機会を低減し、「三つの『密』」を避けるといった“新しい生活様式”を県民の皆様一人ひとりが実践していただくことが重要となります。

感染拡大を防止する抵抗力を身に付けながら、社会経済活動の維持・発展にしなやかに対応していく、持続可能な新しい三重県を“協創”していくため、このたび、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」を取りまとめました。

“新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 『三重県指針』”

～命と健康を守るために～

実施期間:令和2年5月15日(金)～当面の間

(緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されるまでの間)

対象区域:三重県全域

新型コロナウイルスは、いつ、どこで、誰が感染するかわからない未知のウイルスであり、私を含め、世界中の誰もが、今日にも自身や大切な人が感染するかもしれません。自分だけは大丈夫、その考えが、ご自身や大切な人の“命と健康”を脅かすことにつながります。

これまで、皆様のご協力のもと、県では、感染拡大の芽を、一つ一つ、丁寧に摘んでいくことで、三重県における感染状況を現在の状態にまで抑え込んでくることができました。

これからは、感染対策を一層徹底しながらも、“命と経済”が両立した新しい三重県を“協創”していくための種をまくステージへと、更に歩みを進めていきたいと考えています。

この種が芽吹き、大きく育つためには、県民の皆様、ご関係の方々とともに、県が「オール三重」で一丸となって連携し、取り組んでいくことが不可欠です。

引き続き、何卒お力添えをいただきますようお願いします。

令和2年5月15日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底について

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離（2メートル程度。以下「ソーシャル・ディスタンス」）を保つことが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

(2) 「新しい生活様式」の実践と、「人との接触を8割減らす、10のポイント」

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人または少人数ですいた時間に」などの「新しい生活様式」及び「人との接触を8割減らす、10のポイント」を取り入れ、感染症に強い生活様式を実践してください。詳細は「【別添】参考資料1」をご確認ください。

(3) 移動に関する感染防止対策

① 県民の皆様へ

- 県内における新規感染者の発生は落ち着いているものの、都市部を中心に新規感染者発生が継続していることから、特定警戒都道府県¹への移動は、引き続き生活の維持に必要な場合を除き避けていただくようご協力をお願いします。
- 特に、週末（休日）において、特定警戒都道府県への観光やレジャー等を目的とした移動は避けていただくようご協力をお願いします。
- 特定警戒都道府県以外の他県への移動については、当該県の直近の感染状況や移動に関する方針にご留意いただくとともに、今その必要があるか、延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の観点から控えてください。
- 県内の移動について、自粛の要請は行いませんが、これまでにクラスターが発生しているような場所や「三つの『密』」のある場所への外出は控えていただくとともに、ソーシャル・ディスタンスの確保については引き続き十分に注意してください。
- 海外への渡航については、外務省が提供する情報等にご留意いただくとともに、海外の感染症まん延状況や空港等での接触による感染拡大の可能性を考慮し、渡航をお控えいただくようご協力をお願いします。

¹ 特定警戒都道府県：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

②県外の皆様へ

- 特定警戒都道府県にお住まいの方については、緊急事態措置の実施による外出自粛の徹底の趣旨をふまえ、生活の維持に必要な場合を除く三重県への移動（観光やレジャー、帰省などを目的とした移動）自粛のご協力をお願いします。特定警戒都道府県以外の他県にお住まいの方についても、当該県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、今その必要があるか、延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の観点から控えてください。

（４）事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報公開された感染患者様やそのご家族、患者様が所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。
- SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、本来十分に供給が賄えている物資の買占めなどが起こり、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はなされないようにご協力ください。

（５）イベント開催の考え方

- 全国的かつ大規模な催物等の開催について、感染防止対策を十分に講じることができない場合や参加者が特定できないイベント等については中止または延期していただくようお願いします。
なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、
 - ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
 - ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、適切な感染防止対策を徹底の上、開催してください。
- 特定警戒都道府県にお住まいの方については、本県で開催されるイベントへの参加を避けていただくようご協力をお願いします。また、特定警戒都道府県以外の他県にお住まいの方については、当該県の移動に関する方針にご留意のうえ、参加について今一度検討いただき、控えていただくようお願いします。

【参考】県主催イベントの考え方

県主催イベントについても、

- ・ 特定警戒都道府県での開催
- ・ 参加者が不特定となるイベント
- ・ 参加者が特定できる場合でも全国的かつ大規模な催物で、感染防止対策を十分に講じることができない場合

については、中止または延期とします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、適切な感染防止対策を徹底の上、開催します。

また、特定警戒都道府県以外の他県での開催については、当該県のイベント開催及び移動に関する方針に留意し、慎重に検討します。

これに該当しないイベントについても、開催する場合は、特定警戒都道府県にお住まいの方は参加を避けていただくことなど、注意事項の事前周知や「三つの『密』」の回避など、適切な感染防止対策を徹底し、実施します。

2. 医療体制について

- 新型コロナウイルスの感染拡大の第二波により再び感染者が増加する事態を見据え、各医療機関や医師会等関係団体等とも緊密に連携のうえ、検査体制や宿泊療養を含む入院医療提供体制の充実、医療従事者の確保、施設設備の整備等、県民の皆様の命を守るための医療提供体制の整備を引き続き進めます。

3. 県立学校について

- 5月18日に県立学校の臨時休業を解除したうえで学校を再開します。18日から29日までは各学校で段階的に分散登校を拡大し、あわせてオンライン授業を実施するとともに、6月1日からは通常授業を実施します。
- 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、マスクの着用や児童生徒が手を触れる箇所・共用の教材の消毒などの基本的な対策、20人以下での教室の使用や広い教室の活用、換気など教室での「三つの『密』」の回避、臨時の通学バスの増便など、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底するとともに、夏季休業の短縮により授業日数を確保するなど、子どもたちの安全・安心と学びの継続の両立に取り組みます。

4. 感染防止対策と社会経済活動維持の両立について（企業等の皆様へ）

- 県内事業者の皆様においては、感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保等のご協力をお願いします。
- 県内事業者の皆様に対して休業要請は行いませんが、感染防止対策の徹底に際し、業種や施設の種別に応じたガイドライン等を作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開、店舗内に掲示することで周知するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようご協力をお願いします。
ガイドライン等作成にあたっては「【別添】参考資料2」もご確認ください。
- 特定警戒都道府県との人の往来を抑制するため、当該都道府県への出張や、会議、面談、面接等で当該都道府県の方を招かれることは控えていただき、必要な場合であってもオンライン会議等のツールの活用を努めてください。
また、特定警戒都道府県以外の他県についても同様をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）の導入やオンライン会議等のツールの活用、時差通勤、自転車通勤等によって、「三つの『密』」の回避、接触機会の低減を図るなど、感染防止対策と社会経済活動維持の両立に資する働き方改革推進の協力をお願いします。
- 国において導入が検討されているスマートフォンを活用した「接触確認アプリ」は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するとされていますので、導入について必要に応じて検討をお願いします。

5. 感染拡大の第二波発生に備えて

- 感染拡大の第二波が発生することで再び県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、引き続きモニタリングを行います。感染が大幅に拡大した4月中旬と同様の状況が生じる予兆を察知した場合は、直ちに感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく措置等を視野に入れた対応を検討します。

【判断基準となる主な指標とその目安】

指標	水準	期間
新規感染事例数（※）	3	直近
新規感染者数	10	5日間
入院患者数	20	

- ※ 新規感染事例数：1名の感染者の濃厚接触者から複数の感染があった場合も、全体を1事例として計上します。

【別添】参考資料1

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

※新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料より抜粋

人との接触を8割減らす、10のポイント

- (1) ビデオ通話でオンライン帰省
- (2) スーパーは1人または少人数ですいている時間に
- (3) ジョギングは少人数で 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- (4) 待てる買い物は通販で
- (5) 飲み会はオンラインで
- (6) 定期受診は間隔を調整 診療は遠隔診療
- (7) 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- (8) 飲食は持ち帰り、宅配も
- (9) 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために
- (10) 会話はマスクをつけて

【別添】参考資料2

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)
	・人と人との距離を適切にとる(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)
	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・長時間の密集を避ける(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	・店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	・出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、感染防止対策の徹底に際しては、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

1. 共通事項

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む）。
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する（従業員及び入場者に対する周知）。
- ・施設の換気を行う（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる）。
- ・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されてる界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確

認できる状態にする。

- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策が行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のための
取組を行っています。
ご理解・ご協力をお願いします。

- 「三つの『密』」（密集・密接・密閉）の回避
- 従業員のマスク着用
- 定期的な換気の実施
- 店舗内の消毒の実施 など

感染防止対策を行いながら営業しています。

取組の詳細については、店内備え付けのガイドラインでご確認いただけます。

〇〇商店

